

学童クラブ利用区分変更申請書

(宛先) ☐ 児童館 ☐ 学童保育所 管理者・指定管理者	届出日 年 月 日
届出者の住所 〒	届出者の氏名 電話 (—)

下記の児童に係る学童クラブの利用について、次のとおり変更することを申請します。				
利用 する 児 童	(ふりがな) 氏 名	学年	変更後の利用区分 ※時間と曜日に✓してください	変更開始日
	(ふりがな)		☐ 午後 5 時まで利用 ☐ 午後 6 時 30 分まで利用 ☐ 平日のみ利用 ☐ 平日＋土曜利用	年 月 日
	(ふりがな)		☐ 午後 5 時まで利用 ☐ 午後 6 時 30 分まで利用 ☐ 平日のみ利用 ☐ 平日＋土曜利用	年 月 日
	(ふりがな)		☐ 午後 5 時まで利用 ☐ 午後 6 時 30 分まで利用 ☐ 平日のみ利用 ☐ 平日＋土曜利用	年 月 日
	(ふりがな)		☐ 午後 5 時まで利用 ☐ 午後 6 時 30 分まで利用 ☐ 平日のみ利用 ☐ 平日＋土曜利用	年 月 日
本申請書及び登録申請時の書類に基づき、業務委託元の京都市及び料金算定を行う関係団体等へ提供することについて、差し支えありません。				
児童館・学童保育所記入欄				施設管理番号

※利用区分を変更される場合は、前月 日までに利用される施設へご提出ください。